

兵庫県福祉サービス第三者評価
評価結果報告書

施設名 : 宍粟市立一宮南保育所
(保育所)

評価実施期間 2018年6月25日 ~ 2019年3月31日

実地(訪問)調査日 2018年9月20日

2018年12月17日

特定非営利活動法人

はりま総合福祉評価センター

様式第1号

兵庫県福祉サービス第三者評価の結果

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 はりま総合福祉評価センター

②施設・事業所情報

名 称 : 宍粟市立一宮南保育所		種別 : 公立保育所	
代表者氏名 : 秋田 順子		定員 (利用人数) :	60名
所在地 : 〒671-4135 兵庫県宍粟市一宮町安黒821番地			
TEL : 0790-72-1974		ホームページ : ichinomiyanamihoikusho@city.shiso.lg.jp	
【施設・事業所の概要】			
開設年月日 : 昭和54年4月1日			
経営法人・設置主体 (法人名) : 宍粟市			
職員数	常勤職員 :	13名	非常勤職員 : 7名
専門職員	(専門職の名称)		
	所 長	1名	
	主任保育士	1名	
	保育士	14名	5名
	栄養士	1名	
	調理員	3名	2名
施設・設備の概要	乳児室・ほふく室・沐浴室	3	事務室 1
	保育室	2	調乳室 1
	遊戯室	1	
	医務室	1	
	調理室	1	
	便所	2	

③理念・基本方針

(1) 保育の理念
 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在をもっとも良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培っていかなければならない。保育所では、その目的を達成するために、保育の専門性を有する職員が、家庭と緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、子どもの最善の利益を考慮し、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行い、豊かな人間性をもった子どもの育成に努める。

(2) 保育の目標 「心身ともに健やかな子どもの育成」

(3) 保育の方針

① 人とかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする保育を進め

- る。
- ② 保育士としての役割の重要性を自覚し、資質向上に向け、研修を積み重ねていく。
- ③ 家庭との連携のもと、基本的な生活習慣や態度を養い、心身の健康の基礎づくりに努める。
- ④ 支援が必要な子どもの保育の充実を図り、一人一人に応じた支援に努める。

④施設・事業所の特徴的な取組

- 〈本年度の研究テーマ〉
『あたたかな環境のもとで、健やかな身体と豊かな心を育む』
～一人一人の思いや発達を知り、心と体の育ちを支えていく援助の在り方を探る～
- ① 人とかかわる楽しさを伝える
 - ② 保育士の資質向上を図る
 - ③ 元気な心と体を育てる
 - ④ 一人一人に応じた支援に努める

⑤第三者評価の受信状況

評価実施期間	平成 30年 6月 25日（契約日）～ 平成 31年 3月 31日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	1 回（平成 年度）

⑥総評

- ◇特に評価の高い点
- **理念・基本方針にもとづく事業計画(単年度)が策定され具体的な取組が行われています。**
公立保育所として市の施策にもとづき、理念、基本方針を掲げた単年度計画(全体的な計画)が策定され、月次指導計画に反映し、具体的に進捗状況や評価がされています。基本方針は「保育所要覧」に記載されている「取組」から職員の行動規範となる具体的な内容となっています。職員、保護者への周知も図られ、わかりやすい資料(保育所要覧)の工夫も見られます。
 - **地域との関係が適切に確保され、子どもと地域との交流や地域貢献に取り組まれています。**
市や地域の情報等は保護者に配布され掲示もされています。地域の方による絵本の読み聞かせボランティアや中学生・高校生の体験ボランティアなども受入れています。また地域資源の活用として、公民館や自治会のグラウンドを使用するなど地域との関係や地域貢献に努められています。
 - **組織として保育に関することで改善することや、気づいたことなどに積極的に取り組んでいます。**
保育士による自己評価とともに、地域住民を含む関係者評価を実施し、それにもとづいて振り返りが行われ、保育の質の向上に取り組んでいます。また、年間指導計画、年間食育指導計画をもとに、各クラスの子どもの状況にあった保育の提供がなされています。また、子どもたちは主体的に活動し、生活と遊びを豊かにする保育の提供が行われており、のびのびした動きや、明るい表情で遊んでいて、保育士が専門性をもって関わっていると感じました。

◇改善を求められる点

- **中・長期的なビジョンを明確にした事業計画の策定が望まれます。**
市の政策にもとづいた、一宮南保育所としての中・長期的なビジョンを明確にした、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な事業計画が望まれます。今後は市と連携して公立保育所として、所長に与えられた職掌の範囲で中・長期計画の策定に努め、単年度の事業計画に中・長期計画の具体的な内容が示されることが望まれます。
- **地域の福祉向上のための保育所が有する機能を地域に還元できる取組が望まれます。**
保育所のスペースを活用し「子育て広場」を開設して、未就園児を対象にした保育支援が行われています。保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催、また多様な関係機関・団体等と連携して、保育分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献できる取組に期待します。
- **マニュアルや保育に関する情報を、保育所内の全職員をはじめ家族で共有していくことが重要です。**
保育所の基本理念のもとに、目標達成にむけて熱心に保育の提供を取り組まれています。その道筋となる保育所独自のマニュアルや、アセスメントをはじめ、子どもの成長を見守る統一した記録の整備など、共通した保育の基本的な姿勢を継続的に提供できる仕組みの整備が必要です。また、保護者に権利擁護やプライバシーなどに関する情報を今より提供し、保育士と家族が連携して子どもを尊重した保育について共通の理解が出来る体制作りが望まれます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回、初めて第三者評価を受審し、保育所運営で普段、認識できない箇所に目を向けられ、整理していくことで課題が明らかになってきた。
保育士が専門性をもって保育の提供に努め、質の向上に取り組んでいることを評価していただいたことは職員の意欲に繋がった。
今後は、一宮南保育所独自のマニュアルや個人記録の整備に努め、全職員や保護者と共有を図り、連続していける仕組みの構築が必要と思われる。
子どもや保護者、地域の視点に立って、できるところから改善し、取り組んでいきたい。

⑧各評価項目に係る第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準(a・b・cの3段階)にもとづいた評価結果を表示する。
 ※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> ○ 理念、基本方針は「単年度計画(全体的な計画)」や「保育所要覧」等に記載されており、基本方針は「保育所要覧」に記載されている「取組」から職員の行動規範となる具体的な内容となっています。また、職員、保護者への周知も図られ、わかりやすい資料(保育所要覧)の工夫も見られます。 ○ 今後は、「単年度計画(全体的な計画)」の中で、基本方針(保育の方針)や重点課題(研究テーマ・取組の柱)が整合性のある、保護者等に理解されやすい整理が望まれます。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<コメント> ○ 「宍粟市地域福祉計画や支援事業計画」等は市の報告会に参加し、全体の動向や内容の把握がなされています。 ○ 今後は、市と連携し、保育所が位置する地域の環境や保育のニーズ等の把握が行われ、保育所として課題の把握や分析が望まれます。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<コメント> ○ 市の施策にもとづき「認定こども園」の開設に向けての取組が確認されました。経営状況や改善すべき課題については、市の会議に所長が出席し検討されています。 ○ 今後は、所長のみならず、職員への具体的な課題や取組について周知の工夫が望まれます。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-①中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント> ○ 市の施策資料で目標（ビジョン）は読み取れますが、一宮南保育所としての中・長期的なビジョンを明確にした計画は策定されていません。 ○ 今後は、市と連携し、一宮南保育所としての中・長期計画の策定が望まれます。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<コメント> ○ 一宮南保育所として、単年度の事業計画（全体的な計画）を策定されていますが、中・長期計画を踏まえた計画（全体的な計画）とはなっていません。 ○ 今後は、中・長期計画の視点や目標（ビジョン）を明確にした事業計画の策定が望まれます。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<コメント> ○ 単年度の事業計画（全体的な計画）にもとづく、月次指導計画があり、一宮南保育所において評価、見直しを行う仕組みを構築され、職員に周知・理解を促す取組がうかがえます。 ○ しかし、進捗状況や評価はうかがえますが、事業計画書を変える見直しまでには至っていません。今後は、評価の結果にもとづいて、事業計画の見直しの取組が望まれます。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
<コメント> ○ 保護者への事業計画の周知・理解の促しは、参観日に総会を合わせるなどの工夫をし、多くの保護者が参加した際に説明がされています。 ○ 事業計画の主な内容を分かりやすくした資料（保育所要覧）にも工夫が見られます。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<コメント> ○ 第三者評価は市内全ての保育所が受審されており、今後も予定されています。 ○ 年1回自己評価（関係者評価報告）を市に提出し、分析・検討される仕組みとなっています。		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市として、評価結果をもとに課題を明確にし、改善までの仕組みが構築されています。 ○ 今後は、保育所として挙げた課題について、改善計画の策定から評価・見直しまでのサイクルを構築していくことが望まれます。 		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 園長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所長は、保育所運営マニュアルに沿って業務を遂行され、自らの役割・責任について所日より「みなみ」に記載されています。また、所務分掌は「全体的な計画」に記載されました。 ○ 今後は、災害や事故など有事における所長の責任や不在時の代行者の明確化が望まれます。 		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 遵守すべき法令等は、中央市のオンラインシステムで検索できるようになっており、中央市職員コンプライアンスの取組により、年2回、自己点検が行われています。また、保育所では事例があるごとに関係法令の研修会が実施されています。 ○ 今後は、遵守すべき法令について、研修計画にもとづいた取組が望まれます。 		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所長は保育の質の現状について「関係者評価報告書」により定期的、継続的に評価・分析を実施されています。 ○ 保育日誌を定期的にチェックし、職員の気づきや課題などをもとに事例検討会を実施して、自らも参加してリーダーシップを発揮されています。 		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務改善は市の総務部、人事部と連携して行われています。 ○ 保育所内には業務改善委員会等の体制はありませんが、自己申告制度や労働安全委員会の定期点検などの仕組みにより改善が図られています。 ○ 今後は、職員全体で業務の改善や効率化について意識を形成する取組が望まれます。 		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市の基準により人員配置がされています。必要な人員については人事ヒアリングがあり、市が採用活動をされています。 ○ 今後は、採用や人事管理が一括して市が所管されていますが、保育所の実態に即した人材育成計画の策定が望まれます。 		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「期待する職員像（保育士）」は「全体的な計画」や「保育所要覧」に明記されています。 ○ 総合的な人事管理は、市の人事基準や人事評価制度により実施されており職員にも周知されています。 キャリアパス制度もあり、一定の将来像を描ける仕組みになっています。 		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人事評価制度の中で、上半期、下半期に自己申告シートにより面談がされています。市としては月曜日・水曜日をノー残業日とし、総合的な福利厚生やワークライフバランスにも配慮されています。 ○ 保育所としては早朝、延長保育があるため、職員を週休2日になるよう、地域在住の登録職員を活用して、働きやすい職場となるよう調整が行われています。 ○ 今後は、保育所としての職員の意見・意向や労務管理に関する分析・検討をし、改善に向けた取組が望まれます。 		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「期待する職員像（保育士）」は「全体的な計画」や「保育所要覧」に明記されています。 ○ 総合的な人事管理は、市の人事基準や人事評価制度により実施されており、職員一人ひとりの目標の設定や達成度を個別面接で確認されています。 ○ 今後は、人事育成に向けた職員一人ひとりの目標管理の仕組みを明確にしていくことが望まれます。 		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「期待する職員像（保育士）」は「全体的な計画」や「保育所要覧」に明記されています。毎年研修テーマが設定されており、テーマに沿った研修が実施されています。 ○ 研修内容等の評価と見直しは、年度毎に市の指導(所長会)の下で実施されています。 		

19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<コメント> ○ 技術水準については、市の人事評価制度の中で確認され、専門資格（保育士）に即した外部研修等が定期的に行われ、参加しています。 ○ 担任を決める際に、ベテラン職員と新人職員を組み合わせるなど、新人職員に対する職務を通じての研修（OJT）の仕組みが確立しています。		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<コメント> ○ 実習に関するマニュアルが整備され、オリエンテーションで必要事項について確認されています。学校との実習期間中の連携も行われています。 ○ 今後は、実習生（保育士資格取得者・福祉関係専門職・学生インターン・見学実習等）への実習指導者の育成や研修への取組が望まれます。		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<コメント> ○ 市のホームページで「一宮南保育所」に関する情報が公開されており、予算決算情報等は市の一般会計報告で公開されています。また、今回の第三者評価の受審結果は今後公表される予定です。 ○ 今後は、市と連携した情報公開のあり方を検討するとともに、苦情や相談について、保育所独自の取組が望まれます。		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<コメント> ○ 市の仕組みの中で、事務取扱や内部監査（会計監査・定例監査）が実施されています。 ○ 公立保育所として、外部の専門家による相談・助言や外部監査は非該当としました。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント> ○ 地域との関わり方については、「全体的な計画」や「保育所要覧」に明記されています。また、市や地域の情報は保護者に配布され、所内に掲示されています。 ○ 地域の方による絵本の読み聞かせボランティアとの交流が行われています。また、資源の活用として、公民館や自治会のグラウンドを使用するなど地域との関係性が図られています。		

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティアに関するマニュアルが整備され、基本姿勢等が明記されています。中学生のトライやるウイークや高校生体験ボランティア等で地域の学校教育にも協力しています。 ○ 今後は、ボランティアに対して、子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援が望まれます。 		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関のリストや社会資源等は掲示され、職員間での情報共有も図られています。また、地域の児童相談員や児童委員の訪問が定期的であり、特別支援学校との連絡会も行われています。 ○ 今後は、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域の関係機関・団体とのネットワークを深めていくことが期待されます。 		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所のスペースを活用し「子育て広場」を開設して、未就園児を対象にした保育支援をしています。また、地域が被災された際には、災害時でも保育を最優先し保育所を開ける必要があると考えられています。 ○ 今後は、保育所の機能を地域に還元するために、専門性を生かした講演会や研修会等の取組が望まれます。 		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「子育て広場」の開設で、子育て相談や地域の福祉ニーズの把握に取り組んでいます。また、民生委員や児童委員などから情報を得て、地域の福祉ニーズの把握にも努めています。 ○ 公立保育所として把握した地域ニーズや関係機関との連携で、地域貢献に関わる事業や活動の取組には至っていません。今後は、把握した地域の福祉ニーズにもとづき、地域貢献に関わる事業や活動について、市と連携して中・長期計画で取り組まれることが望まれます。 		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所要覧に理念・基本方針を明示し、子どもを尊重した保育を実践する取組を確認することが出来ました。 ○ 定期的に保育に関する振り返りもされており、今後は、子どもの尊重や基本的人権についても定期的に振り返る取組が望まれます。 		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの人権やプライバシーのマニュアルを作成されています。また虐待対応ハンドブックには対応フローチャート・チェックシートが備えられ、職員には職員会で周知されています。 ○ 今後は、子ども・保護者にも「子どもの人権プライバシー及び保護に対する方針」を周知するとともに、権利擁護に関する不適切な事案が生じた場合の対応方法を明確にし、子どもの権利擁護の充実を図る取組が望まれます。 		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-①利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用希望者に対してわかりやすい保育所要覧を作成し、利用希望者に対しての説明なども丁寧に行われていることがうかがえました。 		
31	Ⅲ-1-(2)-②保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育の開始時には、保護者に丁寧な説明をして同意書を取っており、特に配慮が必要な保護者に関しては、市の保健福祉課と連携をとる体制ができています。 		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 退所後の相談について、随時対応していることがうかがえました。 ○ 保育の継続性を損なわないように、保育所の変更時に対する手順書や引継ぎ文書の様式を定めるとともに、保育所等の変更について担当者を明確にし、相談方法などを明確にすることが望まれます。 		

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年1回(2月)保護者アンケートを取っており、結果は保護者会会長も参加する関係者評価委員会で分析・検討し、新たな計画に反映され、満足度は把握されていることが確認できました。 ○ 今後、保護者会で満足度についての話し合いを行うなど、アンケート以外での取組を充実させていくことが望まれます。 		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者からの苦情は連絡帳などで把握していることがうかがえました。 ○ 今後は、苦情相談の記録を整備していくとともに、第三者委員の設置など具体的な苦情解決のための取組について、明確にしていくことが望まれます。 		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て相談室があり、相談や意見を述べやすい環境を整備されています。 ○ 今後は、相談や意見が述べられる仕組みについて、保護者に文書などを通じて、分かりやすく周知することが望まれます。 		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者と信頼関係を保てるよう、保育所として積極的に傾聴している姿勢がうかがえました。 ○ 相談や意見に関する対応マニュアル作成や、意見箱などの設置を行い、意見や提案から改善課題を明らかにし、保育の質の向上に役立てる仕組みの構築が望まれます。 		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宍粟市として、安全管理・危機管理のマニュアルを作成し、宍粟市全体の所長会で見直す予定になっています。 ○ 今後は、安全管理に関して、組織の役割や安否確認の方法を明確にしていくとともに、保育士に研修等を通じて、徹底していく取組が望まれます。 		

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症対応マニュアルにもとづいて、感染症を疑った時の拡大防止のフローチャートの整備や除菌などの対応が行われ、職員にはマニュアル研修を実施しています。 ○ 今後は、管理体制の記載や責任者の役割など、安全確保の体制を明確にしていくことが望まれます。 		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害マニュアルを整備され、ハザードマップを玄関に掲示し、備蓄を行うなど、必要な対応を検討していることがうかがえました。また、児童の引き渡しについては、参観日に訓練をしたり、緊急メールシステムで一斉にメール通知を行っています。 ○ 今後は、備蓄に関するリストの作成や子ども、保護者、保育士などの安否確認ができる仕組みを明確にしていくことが望まれます。 		
40	Ⅲ-1-(5)-④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食中毒について、所長や栄養士が外部研修に参加しています。 ○ 今後は、食中毒の研修について施設内で報告を行うとともに、マニュアルの定期的な見直しが望まれます。 		
41	Ⅲ-1-(5)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不審者に関する対応マニュアルが整備され、警察官による不審者対応の研修を実施し、職員に周知しています。 ○ 保護者の連絡先の変更などを含め、定期的なマニュアルの見直しが望まれます。 		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
42	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中央市として全体的な保育の方向を定められ、それに従って保育を実施されていることがうかがえました。 ○ 今後は、保育所独自の標準的な実施方法を確立し、スタンダードな保育の提供を明確にしていくことが望まれます。 		
43	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年間の指導計画や月ごとの指導計画にもとづいて、保育の状況を見直していることがうかがえました。 ○ 保育の質の向上などを目指すために、標準的な実施方法を定期的に見直す仕組み作りが望まれます。 		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
44	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指導計画はアンケートなどから情報を収集し、保護者のニーズなどを踏まえて策定されています。 ○ 今後、適切な保育の提供をめざすために、アセスメントによって、現在利用している子どもや保護者の状況などを把握し、保育所全体で個別の保育ニーズを明確にし、共有することが重要かと思われます。 		
45	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 月の指導計画は毎月評価・見直しを行い、詳細に記録されています。 ○ 今後は、子ども一人ひとりに対する保育の向上を継続的に図るために、指導計画の評価、見直しの手順を明確にしていくことが望まれます。 		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
46	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育実施の状況は記録により確認できました。 ○ 指導計画にもとづいて、日々の保育の提供が行われていることが確認できる記録の仕方の工夫が望まれます。 		

47	Ⅲ-2-(3)-②子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中央市立保育所における文書の取り扱いの事務において、記録に関する管理体制が定められています。 ○ 今後、個人情報の取り扱いについて、保護者に対して十分な説明を行うとともに、漏えいした場合の対策や、記録管理に関する内容の研修を行うなど、管理体制の充実が望まれます。 		

評価対象A 実施する福祉サービスの内容

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標にもとづき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画にもとづく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b

特記事項

- 年間指導計画、年間食育指導計画をもとに、各クラスの子どもの状況にあった保育の提供がなされています。また、子どもたちは主体的に活動し、生活と遊びを豊かにする保育の提供が行われおり、のびのびした動きや明るい表情で遊んでいて、保育士が専門性をもって関わっていると感じました。
- 昼食などは手作りで、食事を楽しむことができるよう工夫が確認できました。これからもおいしく安心して食べることのできる食事の提供を維持するために衛生管理マニュアルを整備し、安全な環境の中で調理されることが望まれます。
- 本年度は、4、5歳の子どもは利用していませんが、年間指導計画、年間食育指導計画については、受入れる子ども（4、5歳児を含む）全体の諸計画書の作成が望まれます。

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b

特記事項

- 連絡帳や、送迎時に子どもの様子を確認したり子育てについて話し合い、家庭との緊密な連携を取り保護者との信頼関係構築に力を入れています。
- 虐待については、日々子どもの様子を観察するとともに、虐待予防チェックシートを利用して、早期発見に努めています。
- 家族との連携を深めていくため、家族と話し合った内容などの記録について、記録の基準を定め、職員間で標準化できるように取り組むことが望まれます。
- 保護者からの相談の内容は様々な思いや要望など含まれています。今後は、相談や援助の役割分担を明確にし、組織として保護者を支援する取組を充実させていくことが望まれます。

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a

特記事項

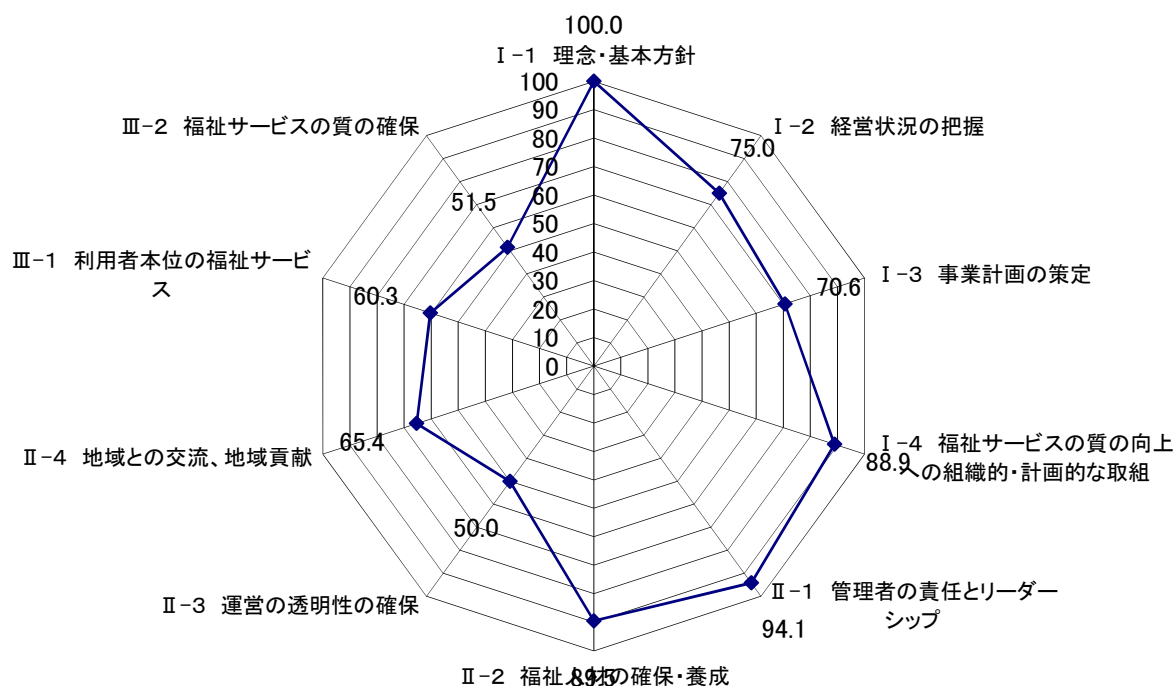
- 保育士はそれぞれ年1回の自己評価を行い、保育所はそれを集約し分析を行うことで、保育の改善や質の向上に取り組んでいます。

各評価項目に係る評価結果グラフ

I～III 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
I-1 理念・基本方針	7	7	100.0
I-2 経営状況の把握	8	6	75.0
I-3 事業計画の策定	17	12	70.6
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	9	8	88.9
II-1 管理者の責任とリーダーシップ	17	16	94.1
II-2 福祉人材の確保・養成	38	34	89.5
II-3 運営の透明性の確保	8	4	50.0
II-4 地域との交流、地域貢献	26	17	65.4
III-1 利用者本位の福祉サービス	73	44	60.3
III-2 福祉サービスの質の確保	33	17	51.5
I～III合計	236	165	69.9

I～III 達成度



A 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
1-(1) 保育課程の編成	5	5	100.0
1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	64	59	92.2
1-(3) 健康管理	17	17	100.0
1-(4) 食事	15	14	93.3
2-(1) 家庭との緊密な関係	4	3	75.0
2-(2) 保護者等の支援	13	10	76.9
3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	6	6	100.0
A合計	124	114	91.9
総合計	360	279	77.5

